

平成 28 年度 第 8 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 28 年 11 月 9 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2. 開催場所：和水町三加和公民館 2 階研修室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。（20 名）

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者 2 3 番 石原二千郎

委 員	1 番	坂本 政光	3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀
	5 番	蘆 宏遠	6 番	上妻美津子	7 番	戸上 誠一
	8 番	小森田義弘	9 番	浦部 貞彦	1 0 番	吉田 広志
	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾	1 3 番	庄山 秀一
	1 4 番	北原 博幸	1 6 番	池田 浩二	1 7 番	深草 義久
	1 8 番	松村 勝徳	2 0 番	上田 憲一	2 2 番	高木 義則

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。（3 名）

1 5 番	杉村 幸敏	1 9 番	古田 博	2 1 番	徳永 志誠
-------	-------	-------	------	-------	-------

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事 務 局 長 石原 忠邦

係 長 渡邊 豊和

主 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局（石 原）	1 開 会 それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から平成 28 年度第 8 回和水町農業委員会総会を開会します。
事務局（石 原）	2 会議成立宣言 それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23 名中 20 名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。
事務局（石 原）	3 会長挨拶 会長挨拶でございますが、同会議規則第 4 条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。
会 長（蒲 池）	みなさん、改めまして「こんにちは」。本日はお忙しい中、平成 28 年度第 8 回の農業委員会総会に出席くださりましてありがとうございます。農繁期もある程度終わったかなと思っています。本日は、遊休農地の草刈りまた、農地パトロール・非農地の判断現地調査等皆様方にはお忙しい中でしっかりと農業委員として活動されていることに感謝申し上げます。 【会長挨拶】 簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。
議 長（蒲 池）	4 議事録署名人の氏名 それでは、議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】

議長（蒲池） それでは、本日の議事録署名委員は、13 番 庄山委員、14 番 北原委員
にお願いいたします。

5 議 事

議長（蒲池） それでは、議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といた
します。事務局の説明をお願いします。

事務局（石原） 失礼します。1 ページでございます。議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の
規定による許可申請について」でございます。

3 条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内
容及び現地確認により適合するか否か検討することとなっております。審
査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」
「地域との調和要件」の 4 つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後にご説明させていただき
たいと思います。

それでは、所有権移転の案件になります。

整番 1 譲渡人「上和仁の[REDACTED]」、譲受人「中和仁の[REDACTED]」、土地
の所在「中和仁字垣添 [REDACTED]、田、327 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「153,398 m²」、農作業に従事する者「4
名」、農機具は「トラクター 5 台」「田植機 1 台」、「たまねぎ掘り機 1
台」、「じゃがいも掘り機 1 台」申請理由は「売買による規模拡大」でござ
います。

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されま
した内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明
させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用
機械、労働力、技術等から判断しまして、取得後において耕作等の事業に
供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込ま
れます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の
事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、基幹的な農作業に
常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。農業委員会が定める 30a を上回って
おります。

	最後に、地域との調和要件でございます。取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われます。以上でございます。
議 長（蒲 池）	ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして、3 番 坂本博文委員の報告をお願いします。
3 番（坂本博）	はい。整番 1 について、3 番 坂本博文が説明いたします。 11 月 4 日に、古田委員と事務局で現地確認に行っておりまして。 申請地は、中和仁にあった旧ガソリンスタンドの裏側になります。 現況は、休耕地でした。今後は、野菜畑として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長（蒲 池）	はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。 議案第 1 号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。 何かございませんでしょうか。 【異議なしの声あり】
議 長（蒲 池）	ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第 1 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 「挙手全員」
議 長（蒲 池）	はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 今回、賃貸借権設定の整番 2 に 4 番 石原由紀委員が関与される案件があります。議事参与の制限がありますので、まずは、それを除いて審議していただきたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局（石 原）	失礼します。2 ページでございます。議案第 4 号「農業経営基盤強化促進

事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」でございます。

3 ページでございます。所有権移転の案件でございます。

整番 1、譲渡人「熊本市の[REDACTED]」、譲受人「山鹿市の[REDACTED]」、土地の所在地「西吉地字村ノ前 [REDACTED]」、田、2,155 m²、支払金額「1 筆当り 2,040,000 円」です。

この案件は、農地中間管理機構の特例事業である、農地売買等事業によるもので、9 月の総会で [REDACTED] が買入れた農地を売渡されるものです。支払金額は [REDACTED] が取得した価格に 2%の経費が上乘せられています。

4 ページでございます。賃貸借権設定の案件でございます。

整番 1、貸人「下津原の [REDACTED]」、借人「中和仁の [REDACTED]」、土地の所在地「下津原字南堂の上 [REDACTED]」、畑、2,750 m²、利用内容「露地野菜」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 7,000 円」、借り手の農業経営状況、年齢「43 歳」、経営面積「153,398 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「温州みかんと露地野菜」、農作業従事者数「4 名」、新規設定でございます。

整番 3、貸人「中十町の [REDACTED]」、借人「中十町の [REDACTED]」、土地の所在地「中十町字宮田 [REDACTED]」、田、630 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「全体で 20,000 円」、借り手の農業経営状況、年齢「69 歳」、経営面積「28,465 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻、みかん」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番 4、貸人「津田の [REDACTED]」、借人「津田の [REDACTED]」、土地の所在地「津田字松尾 [REDACTED]」、田、1,369 m²、利用内容「保全管理」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 5,000 円」、借り手の農業経営状況、経営面積「27,827 m²」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1 名」、再設定でございます。

整番 5、貸人「岩の [REDACTED]」、借人「東吉地の [REDACTED]」、土地の所在地「津田字小笹 [REDACTED]」、田、895 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、経営面積「82,602 m²」、主な経営作物「水稻」、再設定でございます。

5 ページでございます。

整番 6、貸人「玉名市の[]」、借人「平野の[]」、土地の所在地「平野字本村[]」、田、418 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況、年齢「66 歳」、経営面積「54,388 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

整番 7、貸人「平野の[]」、借人「平野の[]」、土地の所在地「平野字津留[]」、田、1,010 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 6 に同じでございます。再設定でございます。

整番 8、貸人「平野の[]」、借人「平野の[]」、土地の所在地「平野字横緑[]」、田、1,047 m² 他 3 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 6 に同じでございます。再設定でございます。

整番 9、貸人「平野の[]」、借人「平野の[]」、土地の所在地「平野字啞ノ前[]」、田、2,525 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 6 に同じでございます。再設定でございます。

6 ページでございます。

整番 10、貸人「菊陽町の[]」、借人「平野の[]」、土地の所在地「平野字啞ノ前[]」、田、4,757 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 6 に同じでございます。再設定でございます。

整番 11、貸人「玉名市の[]」、借人「平野の[]」、土地の所在地「平野字啞ノ前[]」、田、546 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 6 に同じでございます。再設定でございます。

整番 12、貸人「熊本市の[]」、借人「岩の[]」、土地の所在地「岩字後田[]」、田、2,442 m² 他 2 筆」、利用内容「水稻及び栗」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 3 年間」、支払方法「田 10a 当り 60kg、畑

10a 当たり 1 万円」、借り手の農業経営状況、年齢「74 歳」、経営面積「29,055 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻及び栗」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番 13、貸人「岩の[]」、借人「岩の[]」、土地の所在地「岩字九須町 []」、田、1,165 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 3 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 12 に同じでございます。再設定でございます。

整番 14、貸人「岩の[]」、借人「岩の[]」、土地の所在地「岩字九須町 []」、田、940 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 3 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 12 に同じでございます。再設定でございます。

7 ページでございます。

整番 15、貸人「岩の[]」、借人「岩の[]」、土地の所在地「岩字無多田 []」、田、580 m²」、利用内容「水稻及び野菜」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 3 年間」、支払方法「全体で 180kg」、借り手の農業経営状況は、整番 12 に同じでございます。再設定でございます。

整番 16、貸人「岩の[]」、借人「東吉地の[]」、土地の所在地「岩字大池 []」、田、1,688 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 5 に同じでございます。再設定でございます。

整番 17、貸人「岩の[]」、借人「岩の[]」、土地の所在地「岩字池入 []」、田、1,506 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 3 年間」、支払方法「10a 当り 60kg」、借り手の農業経営状況は、整番 12 に同じでございます。再設定でございます。

整番 18、貸人「岩の[]」、借人「東吉地の[]」、土地の所在地「岩字永ノ原 []」、畑、1,300 m²」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 1 万円」、借り手の農業経営状況は、整番 5 に同じでございます。再設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考え

	ております。以上でございます。
議 長 (蒲 池)	ただ今、事務局から賃貸借権設定の整番 2 を除く議案第 2 号について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。
18 番 (松村委員)	整番 12 の小作料等期間の欄で、 さん借入期間が 3 年となっていますが、3 年してまた再設定して補助金が入ってくるではないですか？
事務局 (石 原)	流動化補助金は、5 年以上の借入期間がないと出しておりません。また、借入期間が 5 年であっても 5 年未満で返した場合は、返還金が発生いたします。この方は 74 歳で次回設定は、77 歳と高齢に伴い 3 年毎の期間借り入れだと思います。
18 番 (松村委員)	3 年間では、補助金はもらえないんですね。
事務局 (石 原)	流動化補助金は、5 年以上の借入期間と町税等の滞納がないことが条件で借入者が認定農業者の場合 18,000 円、一般の農業者 12,000 円 貸し手には、6,000 円で和水町に住所があることとなっています。
13 番 (庄山委員)	町税の滞納は、分かりますが土地改良の賦課金については、対象となっていますか？
議 長 (蒲 池)	土地基盤整備の賦課金は、会計が違いますので対象となっていません。
1 番 (坂本委員)	最近 5 年の更新をしない方がいます。途中で返すと補助金を返還しなければならないため更新しないようです。
4 番 (石原委員)	最初から補助金申請をしなければいいのでは？
10 番 (吉田委員)	小作料をもらわないような場合はどうでしょうか？
事務局 (渡 邊)	使用貸借権設定の場合は、流動化補助金の対象外となります。有料の場合のみ対象となります。また町内に住所を有する人だけです。
事務局 (石 原)	例えば、貸人が山鹿市の方で、借人が和水町の方でしたら借人のみ補助金が出ます。

議 長（蒲 池）

他に何かありませんか？

【異議なしの声あり】

それでは、ないようでございますので、賃貸借権設定の整番 2 を除く議案第 2 号について承認される方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。続きまして、賃貸借権設定の整番 2 を審議したいと思いますので、4 番 石原由紀委員の退室をお願いします。

【4 番 石原由紀委員 退室】

議 長（蒲 池）

それでは、賃貸借権設定の整番 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局（石 原）

失礼します。4 ページでございます。

整番 2、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「下津原の[REDACTED]」、土地の所在地「下津原字赤穂原 [REDACTED]、畑、2,906 m²」、利用内容「スイカ」、期間「平成 28 年 12 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10a 当り 7,000 円」、借り手の農業経営状況、経営面積「32,574 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「スイカ」、農作業従事者数「4 名」、再設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議 長（蒲 池）

ただ今、事務局から賃貸借権設定の整番 2 について説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議 長（蒲 池）

それでは、ないようでございますので、賃貸借権設定の整番 2 について承認される方の挙手をお願いします。

【挙手全員】

議長（蒲池） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。それでは、4番 石原由紀委員の入室をお願いします。

【4番 石原由紀委員 入室】

6 報 告

議長（蒲池） これで、議事の方は終了いたしました。次に 6 の報告を事務局からお願いします。

事務局（石原） 今回は、報告事項はありません。

7 その他

議長（蒲池） 次に、その他でございます。事務局からお願いします。

事務局（石原） 失礼します。8 ページでございます。

1) 次回総会日 平成 28 年 12 月 8 日（木）午後 1 時 30 分から、
和水町役場本庁 3 階大会議室で行います。

2) 耕作放棄地の解消について、この後、久井原の現場にご移動をいただきますして、作業を行いたいと思います。

3) 懇親会（忘年会）について、11 月 22 日（火）午後 6 時 30 分から、
[redacted]で行う予定でございます。

会費は [redacted]
送迎等は予定しておりませんので、各自ご集合頂きたいと思います。
17 日（木）までに、出欠の連絡を事務局までお願いします。

4) 非農地判断に伴う現地調査について、別紙のとおり行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

5) 農業委員会の視察研修を平成 29 年 2 月 13 日（月）～14 日（火）山口県宇部市を計画しています。[redacted]という団体の研修で耕作放棄地を利用した運営会社で [redacted]で紹介された団体です。

議 長（蒲 池）

それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。
ないようでございますので、終わりたいと思います。

8 閉 会

議 長（蒲 池）

ご起立をお願いします。これをもちまして、平成 28 年度第 8 回和水町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 1 3 番

署 名 委 員 1 4 番

会議録調製者	渡邊 豊和
本誌 表紙共	枚